

区域外就学許可基準

- 1 住所異動の予定地へ就学する場合
住所の異動が確定していて、住所異動が学期途中となるためあらかじめ住所異動の予定地校へ就学を希望し申請があったときは、異動予定日の学年始めから許可できる。
- 2 学期途中で住所異動する場合
 - (1) 最終学年（小学校6年生・中学校3年生）
住所異動する者が引き続き従来为学校へ就学を希望し申請があったときは、その学年末（卒業）まで許可できる。
 - (2) その他の学年
住所異動する者が引き続き従来为学校へ就学を希望し申請があったときは、その学年までを限度として許可できる。
- 3 児童生徒に障害等がある場合
近距離校へ就学を希望し申請があったとき許可できる。
- 4 保護者の事情による場合
 - (1) 保護者の就労等により、留守家庭児童を保護できる者の所在地にある学校に就学する場合は、小学校卒業までを限度として許可できる。
 - (2) やむを得ない事情により、一定期間扶養を他に依頼する場合は、原則として6ヶ月を限度として許可できる。
 - (3) 住居の建替えを行うため、他の住居に仮住まいする場合は、一定の限られた期間について許可できる。
- 5 その他
上記1～4に該当せず、やむを得ない理由と認められる場合は、許可できる。